



2025 年度 神戸女学院大学給与奨学金 応募要項

学校法人神戸女学院は、神戸女学院大学で学業に精励し成果をあげた学生が、経済的理由により学業断念を余儀なくされることのないよう、また学業に専念し充実した大学生活を送り、さらには卒業後の奨学金返済の負担が軽減するよう、環境を整えるため、神戸女学院大学給与奨学金を設けています。

資 格 基 準	(1) 本学2年次生以上の者（修業年限を超えた者は除く） (2) 人物・学力ともに優秀である者 ・前年度のGPAが2.8以上 (3) 経済的事情により学費の納入が困難な者 ・家計支持者の給与年収が500万円未満又は事業所得が150万円未満 (4) 他に給与型奨学金の給付を受けていない者
給 与 額	年額360,000円（前期、後期の2回に分けて振込みます）
給 与 期 間	申請のあった学期より1年間
給 与 人 数	2年次生…10名 3年次生…10名 4年次生…10名
提 出 書 類	下記提出書類を学生生活支援センター奨学金窓口に提出してください。 (1) 神戸女学院大学給与奨学金申請書 (2) 生計維持者の収入に関する証明書（別紙参照） ※父母共に必要。父か母に収入がない場合も所得証明書が必要。 (3) 成績通知書のコピー（2024年度後期の成績が反映されたもの） (4) 特別控除の証明書（該当者のみ）
提 出 期 限	2025年5月16日（金）16：50【厳守】
採用決定時期	7月下旬
提 出 先	神戸女学院大学 学生生活支援センター 奨学金窓口
問 合 せ 先	kyufu@mail.kobe-c.ac.jp

※高等教育の修学支援新制度に申請中の方も応募可能ですが、修学支援新制度に採用された場合、本学給与奨学金は辞退していただきます。

※奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を停止します。また、停止した場合、それまでに支給した奨学金の一部又は全額の返還を求めることがあります。

- (1) 休学又は退学するとき
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき
- (3) 学校が奨学生として不適格と判定したとき

【収入に関する証明書について】

- ・下の表を参考に、現時点で取得可能な直近の年のものを提出してください。
- ・詳細は奨学金窓口の指示に従ってください。
- ・複数の収入がある場合は、該当する収入の証明書をすべて提出してください。

収入の状態・状況	証明書等
給与所得（給料・賃金・役員報酬等） （2024年度から申し込み日時点まで 同じ勤務先の場合）	源泉徴収票のコピー
給与所得以外（自営業等） （2024年度から申し込み日時点まで 同じ業務形態で事業経営） ※複数の勤務先で給与を受けている方で 確定申告をされている方	確定申告書（第一表と第二表）（控）〔税務署で受付済である ことが確認できるもの※〕のコピー、あるいは、市（区・町・ 村）民税・県（都道府）民税申告書（控）〔2025年2月～3月 に申告したもの〕のコピー ※電子申告を行った場合は、受付日時が印字された「確定申 告書」、または、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知： 「メール詳細」画面）」または「即時通知」の写しを併せて添 付
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書、あるいは、新勤務先の直近3か月以上の 給与明細のコピー
前年途中・当年に開業等した場合	直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
傷病手当金を受給中	傷病手当金通知書のコピー
雇用保険基本手当（失業給付）を受給中	雇用保険受給資格者証のコピー
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）を 受給中	年金振込通知書のコピー、あるいは、年金額改定通知書のコ ピー
生活保護受給者	生活保護決定（変更）通知書のコピー
祖父母等からの援助金や離婚後養育費	援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
各種手当（児童扶養手当、児童手当等）	通知書のコピー

以上